

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日は、
翌日として
翌日）

目次

- ◇ 告 示 保険医の登録（保険課）
結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）
土地改良区の役員就退任（三件）（農村整備課）
土地改良事業の認可申請の適否の決定（〃）
県道の区域の変更（二件）（道路課）
県道の供用の開始（〃）
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公 告 農業改良普及員資格試験等の合格者（農業改良課）

告 示

鳥取県告示第八百八十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に

基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十二年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
中川 充	鳥医第三、六五二号	昭和六十二年十月十五日

鳥取県告示第八百八十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和六十二年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
田村内科眼科	鳥取市末広温泉町二〇二	昭和六十二年十月二十八日

鳥取県告示第八百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八第十六項の規定に基づき、次のお庄内土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事	古村 文孝	西伯郡名和町大字押平一五四
"	桑本 清	大字高田四八二一三
"	齐藤 延美	六〇〇
"	小川 豊美	一一七
"	山田 重信	二六
"	西山 萬次郎	大字押平二一〇一六
"	前田 正信	大字茶畑五四一
"	野口 圭	四〇二
"	谷田 季雄	大字押平七五二
"	細谷 国雄	大字古御堂二三三
"	谷野 裕	大字押平一五三
"	中原 弘光	四二五
"	中原 勲	五三二
"	美柑 元次	大字大塚八四
"	石堂 浩	八五
監事	齐藤 信義	大字高田四九四

" 谷野 拓男 " 大字押平一六一

昭和六十一年五月十八日退任

就任した役員の名及び住所

理事	古村 文孝	西伯郡名和町大字押平一五四
"	齐藤 操	大字高田四五四
"	小村 康信	二八五
"	宫川 研一	一一〇
"	西山 安太郎	大字押平一六一
"	西山 萬次郎	二一〇一六
"	権田 茂	大字高田一〇九四
"	野口 圭	大字茶畑四〇二
"	谷田 義雄	大字押平七一三
"	吉野 澄雄	大字古御堂三七六
"	谷 知加夫	大字押平一三九
"	中原 惇夫	四三三
"	門脇 隆造	五三四
"	美柑 政吉	大字大塚八七
"	遠藤 幸光	二一一
監事	齐藤 信義	大字高田四九四
"	谷野 拓男	大字押平一六一

昭和六十一年五月十九日就任 任期二年

鳥取県告示第八百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定

に基づき、次のとおり淀江宇田川地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	角 積	西伯郡淀江町大字淀江九四二
"	湯浅繁夫	" 八五八
"	森田伸一	" 七二九
"	田口清一	" 八〇一
"	生田 仁	" 五三九一三
"	堀口俊逸	" 六三六
"	須山賢二	" 二六五
"	谷田真喜男	大字西原五一八
"	細川忠雄	" 三六二
"	座山 豊	" 六八五
"	山根武男	大字福岡二九二
"	渡辺茂昭	" 一〇四〇
"	田中 巖	大字福頼二九七
"	山根 稔	大字稻吉一三七
"	野津升信	" 一一八
"	谷野 昶	大字高井谷一九四
"	森田昭吾	大字中西尾二四五

昭和六十二年十月十九日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	角 積	西伯郡淀江町大字淀江九四二
"	湯浅繁夫	" 八五八
"	提島祐吉	" 六九五
"	石倉俊男	" 八三六一二
"	生田 仁	" 五三九一三
"	堀口俊逸	" 六三六
"	安藤晋吉	" 二九〇
"	谷田真喜男	大字西原五一八
"	関 茂则	" 五九〇
"	座山 豊	" 六八五
"	山根武男	大字福岡二九二
"	渡辺茂昭	" 一〇四〇
"	田中 巖	大字福頼二九七
"	山根 稔	大字稻吉一三七
"	野津升信	" 一一八
"	森田一男	大字高井谷二九
監事	亀山大吉	大字淀江九〇七
"	吹野美彰	大字西原九六一
"	柿原 勸	大字富繁五
"	山根 淳	大字富繁一三
"	岩垣開三	大字西尾原八三一
"	森田時雄	二三〇

森田昭吾 大字中西尾二四五
 森田時雄 二三〇
 岩垣開三 大字西尾原八三一
 山根淳 大字富繁一三
 監事 龜山大吉 大字淀江九〇七
 吹野美彰 大字西原九六一
 柿原勸 大字富繁五
 昭和六十二年十月二十日就任 任期四年

鳥取県告示第八百八十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり灘手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 長柄正一 倉吉市谷二七九
 桑本利雄 鋤一三七
 宮川敬一 津原四二七一
 宮川孝信 一九五
 田中希弘 鋤一五〇
 伊垢離禮正 別所三四八

松井裕巳 三〇四
 三好岩男 四九五
 石田幸人 二九一一
 安田延臣 尾原三〇九
 岡本正夫 八五
 山根幸男 北面一七一
 井谷充亘 九四
 仲本望助 谷二九四一
 田中満 一六四一
 山崎良延 尾原六三四一三
 昭和六十二年十一月三日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 長柄正一 倉吉市谷二七九
 桑本利雄 鋤一三七
 田中希弘 一五〇
 松井裕巳 別所三〇四
 伊垢離禮正 三四八
 伊垢離鉄夫 三一八
 三好岩男 四九五
 石田幸人 二九一一
 安田延臣 尾原三〇九
 岡本正夫 八五
 山根幸男 北面一七一
 井谷充亘 九四

仲本望助 谷二九四一
 宮川孝信 津原一九五
 監事 田中 満 谷一六四一
 山崎良延 尾原六三四一三
 昭和六十二年十一月四日就任 任期四年

鳥取県告示第八百九十号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）里仁地区農業用排水及び農道整備を一体としたもの）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十二年十一月七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、昭和六十二年十一月六日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十二年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	変更前	変更後		
東伯野添線	東伯郡東伯町大字野井倉字下前河 原一四二一三地先から同大字字北 一向平ル六六五一三一地先まで	東伯郡東伯町大字野井倉字下前河 原一四二一三地先から同郡関金町 谷二一二地先まで	二・〇〇〇 二・五〇〇 二、〇三五・〇	二、〇三三・〇
	東伯郡東伯町大字野井倉字下前河 原一四二一三地先から同郡関金町 大字野添字野津三 五二六一三地 先まで	東伯郡東伯町大字野井倉字下前河 原一四二一三地先から同郡関金町 大字野添字野津三 五二六一三地 先まで	一・五〇〇 一・八〇〇 一、〇五三・〇	一、〇五三・〇
	東伯郡東伯町大字野井倉字下前河 原一四二一三地先から同郡関金町 大字野添字野津三 五二六一三地 先まで	東伯郡東伯町大字野井倉字下前河 原一四二一三地先から同郡関金町 大字野添字野津三 五二六一三地 先まで	一・五〇〇 一・八〇〇 一、〇五三・〇	一、〇五三・〇

鳥取県告示第八百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
 県道の区域を次のよに変更したので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、昭和六十二年十一月六日から二週間鳥取県土木部道路
 課において一般の縦覧に供する。

昭和六十二年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変更敷地の幅員 前後別（メートル） （メートル） （メートル） （メートル）
倉吉江府溝 口線	東伯郡関金町大字野添字太郎右エ門 ケ平ル五四一―四地先から同大字 野津三 五二六―三地先まで	変更前 八・〇〇 変更後 一三・五〇 （メートル） （メートル）

鳥取県告示第八百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
 次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、昭和六十二年十一月六日から二週間鳥取県土木部道路
 課において一般の縦覧に供する。

昭和六十二年十一月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
-----	-----	---------

東伯野添線

東伯郡東伯町大字野井倉字間谷二
 一―二地先から同郡関金町大字野
 添字野津三 五二六―三地先まで

昭和六十二年十一月九日

倉吉江府溝
口線

東伯郡関金町大字野添字太郎右エ
 門ケ平ル五四一―四地先から同大
 字野津三五二六―三地先まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十九号

昭和六十二年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十二年十一月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

- 一 日時 昭和六十二年十一月十九日（木）午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 政治団体関係者啓発研修会について

公 告

昭和62年10月14日及び15日に実施した農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和62年11月6日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

農業改良普及員資格試験合格者

福 田 義 博	本 山 義 博	飯 田 厚 志
妹 尾 田 秀 司	谷 草 辰 哉	大 北 川 武 真一郎
太 西 田 英 理	堀 吉 小 田 幸 範	川 長 谷 村 上 靖
岸 本 本 浦 俊太郎	角 岡 大 三 輪 西 裕 彦	安 岡 有 牛 江 松 田 井 坂 西 太
北 山 山 鋳 富 德 藤 長 横 島 井	下 本 口 山 持 井 岡 山 中 上	藤 本 元 見 谷 原 中 上 本 谷 田
	考 浩 竜 豊 和 佐 隆 竜 善	藤 利 英 浩 健 伸 チエミ
	彰 之 弥 志 則 和 雄 伸 行	貴 仁 雄 昭 徹
	賢 忍 小 田 峯 中 脇 本 西 輪 川 原 川 藤 洩	進 樹 登 也 進 樹 至 文 豊
		直 寿 哲 秀 隆 禎 勝 美 樹 子 一

生活改良普及員資格試験合格者

なし